

建築物省エネ法関連業務料金表(目安)

■ 省エネ措置届出書(建築物省エネ法に基づく平成28年基準による)

【共同住宅】

下記の(1)と(2)の合計金額となります。

(消費税を除く)

内容	規模		
	300m2以上1,000m2未満	1,000m2以上2,000m2未満	2,000m2以上5,000m2未満
(1) 書類作成料	10,000円		
(2) 省エネルギー計算書作成業務			
住戸部分	25,000円×住戸タイプ数		
共用部分	40,000円(換気・照明・昇降機評価時)		

※ 建物プラン・規模・評価項目・方法・内容等により金額に変更があります。

【非住宅】

下記の(1)と(2)の合計金額となります。

(消費税を除く)

内容	規模		
	300m2以上1,000m2未満	1,000m2以上2,000m2未満	2,000m2以上5,000m2未満 (適合義務建築物)
(1) 書類作成料	10,000円		15,000円
(2) 省エネルギー計算書作成業務(モデル建物法による)			
用途	工場以外	150,000円	200,000円
	工場	50,000円	

※ 建物プラン・規模・評価項目・方法・内容等により金額に変更があります。

【共通事項】

- ・届出提出業務は含まれていません。
- ・所管行政庁からの質疑があった場合には対応します。
- ・提供されたデータ・資料に基づいて基本的に1回のみ計算とします。
※2回目以降の計算業務が発生する場合には別途協議とします。
- ・PDFデータのみを納品とします。